



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2023 年 4 月 19 日(水)

特例的な繰り下げ みなし増額制度

老齢年金の繰り下げは最大 75 歳まで

昨年度(令和 4 年 4 月)から老齢年金の繰り下げ制度は改正されて上限年齢が 75 歳まで繰り下げできるようになりました。年金の受給開始時期を 75 歳まで自由に選択できるようになりました。

これを受けて令和 5 年 4 月から、70 歳到達時に繰り下げの申し出をせずにさかのぼって年金を選択した場合、請求の 5 年前の日に繰り下げ申し出をしたものとみなし増額した年金の 5 年分を一括で受け取ることができるようになりました。これを「特例的な繰り下げみなし増額制度」といいます。

今までは 70 歳以降に 65 歳からの年金をさかのぼって受け取ることにした場合、手続きの時点から 5 年以前の年金は時効により受け取ることができませんでしたが、令和 5 年 4 月からは年金を受ける権利が発生してから 5 年経過後に繰り下げの申し出をせずに老齢年金をさかのぼって受給しても請求の 5 年前に繰り下げの申し出があったものとみなして増額された年金を一括で受け取ることができるようになりました。

利用できる人は

この制度を利用できるのは、

昭和 27 年 4 月 2 日以降生まれの人(令和 5 年 3 月 31 日時点で 71 歳未満の人)

老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給権を取得した日が平成 29 年 4 月 1 日以降の人(令和 5 年 3 月 31 日の時点で老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して 6 年を経過していない人)のいずれかに該当する人です。

ただし、過去の分を一括して受給すると健保・介護の保険料や所得税・住民税が増える場合がありますので、注意が必要です。

在職者の繰り下げ

65 歳以降も被保険者として働き続け、繰り下げをしていて年金を受給していないという場合もあります。年金は受け取っていませんが年金を受け取っていた場合に在職老齢年金の受給できる額をもとに繰り下げ増額率を算出します。繰り下げ加算額に平均支給率を乗じることで計算されます。



元気なら
年金を繰
り下げ受
給すると
あとが楽
しみです